

# 設楽ダムだより

第 2 9 号 2009.2

国土交通省中部地方整備局 〒441-1341  
 設楽ダム工事事務所 新城市杉山字大東 57  
<http://www.cbr.mlit.go.jp/shitara/>

	TEL	FAX
総務課	(0536)23-4331	(0536)23-4401
工務課 調査・品質確保課	(0536)23-4387	(0536)23-4408
設楽庁舎	〒441-2301 北設楽郡設楽町田口字川原田 1-2	
用地第二課 用地第二課	(0536)62-1290	(0536)62-1291

平成21年2月5日に、「設楽ダム建設に伴う損失補償基準妥結調印式」並びに「設楽ダム建設同意に関する調印式」が行われました。

水没地権者をはじめ設楽町関係者、そして愛知県、下流市町、並びに近隣町村の関係者など約260余名の皆様にご出席いただきました。ご多忙の中、多くの皆様にご出席賜り、ありがとうございました。

この日は、設楽ダム対策協議

会の大久保会長、中部地方整備局の佐藤局長、愛知県の神田知事、豊川水系対策本部の西村本部長（副知事）、設楽町の加藤町長が、それぞれの立場で2つの協定書に署名・押印を行いました。（詳細は裏面参照）

昭和48年に設楽町へ愛知県より設楽ダムの調査申し入れがなされてから36年という大変長い間、このダム問題と向き合ってきた設楽町の皆様、特に水没地権者の皆様のご心労は計り知れません。その水没地権者を代表される設楽ダム対策協議会が、この長く険しい道のりを堅い団結力で乗り越え、今回、重く苦渋の決断を出されたことに深く敬意を表しますとともに、事業者とし

て感謝いたします。

また設楽ダム建設同意に向けて、加藤設楽町長をはじめ、町議会の皆様にも大変なご尽力を賜り感謝申し上げます。

この調印式を一つの通過点として、いよいよ設楽ダムが本格的に動き出すこととなります。

今後、用地買収及び工事を進めつつ、水没者の生活再建と水源地である設楽町の地域振興に向けて努力して参ります。

愛知県、下流市町の皆様のご支援のもと、地元設楽町をはじめ、関係者の意見を伺いながら、関係機関とも調整を図りますので、皆様、引き続きよろしく願います。

## 設楽ダム建設に伴う損失補償基準妥結調印式 設楽ダム建設同意に関する調印式



関係者による調印式が行われました

## 損失補償基準の協定書に調印

設楽ダム建設に伴う損失補償基準について、大久保設楽ダム対策協議会長と佐藤中部地方整備局長の間で協定が締結（損失補償基準の妥結）され、加藤設楽町長及び西村豊川水系対策本部長（副知事）が立会人として協定書に署名されました。

これまで、設楽ダム対策協議会とは、平成18年10月から土地の地目認定協議、平成19年4月から地目ごとの等級格差協議及び平成20年1月から物件補償協議を行うなど、損失補償基準に関する協議を何度も重ねて参りました。これらの協議及び平成20年10月27日に「設楽ダムの基本計画」が官報告示された翌日の28日の「損失補償基準の提示」を経て、この度損失補償基準の妥結をさせていただきました。

この損失補償基準は、各地権者等の皆様の補償額を算定する際に基準となるものです。具体的には、補償対象範囲、損失補償の方法、土地の取得価格、主な補償項目、補償額等の重要な内容が記載されています。今後は税務署との事前協議を行ったのち、各地権者等の皆様と用地買収（契約）に向けて、個別の用地交渉に入らせていただく予定です。今後ともよろしくお願いたします。



損失補償基準の協定書に調印

## 建設同意の協定書に調印

損失補償基準調印の後、「設楽ダム建設同意に関する協定書」の調印が加藤設楽町長・佐藤中部地方整備局長・神田愛知県知事の三者で行われました。

この協定書には、設楽町長が建設に同意されることが記載されているだけでなく、平成15年の推進協定締結時に国と県が設楽町と取り交わした37項目の確約事項並びに平成20年に取り交わした建設同意に係る7項目の確約事項の遵守、それに水没住民等の生活再建対策並びに、設楽町の水源地域対策について国と県が設楽町の協力を得て責任と誠意を持って実施することが記されています。

今後も地域のみなさんのご協力を頂きながら、協定書に記載されている内容も含めて、全力で事業に取り組んで参りますので、よろしくお願いたします。



建設同意の協定書に調印